

○ ガイドラインの改正について

JGA ガイドラインの改正(2022年4月1日)に伴い、「北海道トランポリン活動ガイドライン」「北海道イベント開催ガイドライン」を以下の通り改正しております。ご確認願います。

なお、大きく変わった点として競技会等前の体温チェック等体調管理が1週間に改正されておりますが、競技会等開催時は利用施設のガイドラインに従うこととなっておりますので、その旨開催要項に記載されている場合は、その内容に従って下さい。(北海道の場合、2週間の体調管理記録を求められる地域もありますのでご注意願います。)

【改正事項】

● 「活動ガイドライン」・「イベント開催ガイドライン」共通の改正箇所

活動ガイドライン 2-1)-a)-③・イベント開催ガイドライン 2-2)-(A)-①の「自主的に参加を見合わせる場合」の改正箇所

イ 現在は体調が良くても、過去~~2~~1週間以内に体調が良くないと感じたことがあった場合で、~~次の確認~~PCR検査等の確認が出来ていない場合

○PCR検査等の確認は以下のとおりとする

- ・症状発症後、9日以内にPCR検査を受け陰性確認が取れている。
- ・症状発症2日目から9日目以内に抗原検査を受け陰性確認が取れている。

ウ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいた場合~~で、それらの方が、感染が疑われてから~~PCR検査等の確認が出来ていない場合

エ 国内において、過去~~2週間~~7日以内に感染者及び感染が疑われる者(感染者と濃厚接触した者~~で~~PCR検査等の確認が出来ていない者)との濃厚接触があった若しくは疑われる場合

オ 利用者(参加者)または同居する者が、過去~~2週間~~7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航、または当該在住者との濃厚接触があった若しくは疑われる場合

カ 自らが、過去7日以内に感染が疑われるような状況下にあったと判断した場合(例:居住地域等で相当数の感染者が発生し、感染者と接触している可能性が高い等) 2-1)-a)-

③並びにイベント開催ガイドライン 2-2)-(A)-①共通の「自主的に参加を見合わせる場合」の改正箇所

イ 現在は体調が良くても、過去~~2~~1週間以内に体調が良くないと感じたことがあった場合で、~~次の確認~~PCR検査等の確認が出来ていない場合

○PCR検査等の確認は以下のとおりとする

- ~~(7)~~ ・症状発症後、9日以内にPCR検査を受け陰性確認が取れている。
- ~~(4)~~ ・症状発症2日目から9日目以内に抗原検査を受け陰性確認が取れている。

ウ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいた場合~~で、それらの方が、感染が疑われてから~~PCR検査等の確認が出来ていない場合

エ 国内において、過去~~2週間~~7日以内に感染者及び感染が疑われる者(感染者と濃厚接触した者~~で~~PCR検査等の確認が出来ていない者)との濃厚接触があった若しくは疑われる場合

オ 利用者（参加者）または同居する者が、過去 ~~2週間~~ 7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航、または当該在住者との濃厚接触があった若しくは疑われる場合

カ 自らが、過去 7日以内に感染が疑われるような状況下にあったと判断した場合（例：居住地等で相当数の感染者が発生し、感染者と接触している可能性が高い等）

●活動ガイドラインのみの改正箇所

1) 利用者に取り組むこと

a) 利用前の留意事項

①利用者は、日ごろから健康に留意した生活を送り、毎日午前と午後の検温と症状（咳、たん、鼻水、呼吸困難）などのチェックを「JGA 体調管理検温表」等を活用して記録しておく。（参考 <https://www.jpn-gym.or.jp/news/29387/>）

②利用者は、利用 ~~2~~ 1週間前からの「JGA 体調管理検温表」のデータと利用のために必要な書類等を準備する。

●イベント開催ガイドラインのみの改正箇所

1. トランポリン競技会等の開催に当たっての基本的考え方について

2) トランポリン競技会等の開催判断に関わる要件

2020年5月25日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事あてに配信された「~~移行期間における都道府県の対応について~~」に明記されましたイベント開催制限の段階的緩和の目安「事務連絡」に明記されましたイベント開催制限の考え方に基づき、~~開催判断に関わる要件を示しました。これらは~~トランポリン競技会等開催の3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前を起点として都度判断できる体制を整えてください。

時期	地域間移動制限 (移動自粛を含む)	全国、複数都道府 県規模以上	一都道府県規模以 下	観客、報道関係者を含む参 加者数（施設収容率）
緊急事態宣言発令時	有	開催中止	条件付き開催	-
内閣官房制限あり	有	開催中止 (ただし移動制限のない 地域での開催は可)	条件付き開催	事務連絡にて示される上限 に従う
	無	条件付き開催	条件付き開催	
内閣官房制限なし	無	条件付き開催	条件付き開催	状況に合わせて制限すること を推奨

2. トランポリン競技会等の開催における全般的な留意事項

2) トランポリン競技会等開催における留意点

【競技会・演技会】

(A) 参加募集時に考慮すること

⑦終了後 ~~2~~ 1週間以内に感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者

の有無等について報告すること

(C) 主催者が取り組むこと

⑥観客の管理

ア 一般観客の入館・入場は、段階的に拡大することとするが、~~原則認めないこととする。~~~~(保護者等の付き添いが必要な場合は、競技会運営者が指定する場所に限り、観客席等への入場を認める。)~~

ケ 競技会の終了後、~~2~~1週間以内に感染症を発症した場合は、速やかに主催者に届け出るよう促す。

⑨その他の留意事項

イ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱いに十分注意しながら、トランポリン競技会等当日に参加者等より提出を求めた書類を、保存期間(少なくとも~~1か月以上~~2週間以上)を定めて保存する。

(E) 競技会運営全般の留意点

①代表者会議・審判会議等

ア ~~着座位置が密にならないようテーブルの配置等を含め対策をとる。~~
短時間で終わられるように配慮する。

③競技フロア内

ウ 競技フロア内(競技フロア外の場合も含む)の選手待機場所については、一定の面積を確保し~~選手間の距離(前後左右約2m)をとる。~~する。

オ ~~演技前の選手待機席は物理的距離(約2m)を確保するようにする。~~
選手の待機時間は、できるだけ短くなるように配慮する。

コ 参加者は物理的距離(約2m)に気を付け、他の団体の選手等との会話は行わないようにする。

~~入退場、競技フロア内の移動の際は物理的距離(約2m)を確保するようにする。~~

④審判員・審判席

ア 審判席はアクリル板やビニール等により仕切りを設けることが望ましい。~~か、または業務の支障の出ない範囲で審判員間の物理的距離(約2m)を確保する。(審判席の間隔を直列で拡大するか、2パネルの審判を競技台を挟んで向かい合わせの配置とする。)~~

イ 審判員等は必ずマスクを着用する。

オ ~~採点に掛かる協議や調整の~~業務上必要な会話をを行う際は、対面とならないよう心掛け、物理的距離に気を付ける。~~短時間で終わるように配慮する。~~

⑤開・閉会式、表彰式

オ 選手、役員ともにマスクを必ず着用し、物理的距離(約2m)を確保して実施する。

⑥その他

エ カットニングは開催地の指示に従って、物理的距離(約2m)を意識しながら行う。

【講習会・研修会】

②講義型

ア ~~着座位置が密にならないようテーブルの配置等を含め対策をとる。~~

参加者が長時間、密にならないようテーブルの配置や講義時間等、工夫し、計画する。

③実技型

ア 参加者が長時間、密にならないよう場所と時間を工夫し、計画 ~~十分な広さを確保する。~~

【会議等】

ア ~~着座位置が密にならないようテーブルの配置等を含め対策をとる。~~

参加者が長時間、密にならないよう場所と時間を工夫し、計画する。

3. 危機管理体制

感染症感染者、あるいはその疑いのある者の入場を防ぐことを徹底的に実行することになりますが、イベント開催期間内に万が一、感染者が出る等緊急事態が生じた場合、次の処置をとる必要があります。また、緊急事態時の連絡体制を明確に確立しておく必要もあります。

1) 感染症関連

ア ~~感染者がイベントに~~ イベント開催期間内に、感染者が参加したことが明らかになった場合、主催者は速やかに ~~開催中止を指示し、~~ 感染者の対応と、施設管理者、開催地の管轄保健所、~~本会事務局長、関連する団体責任者（本会都道府県協会等、本会全国体操連盟等、本会所属団体）に連絡する必要があります。~~ イベント医療担当者に情報を共有し、イベント開催の可否について判断し、速やかに参加者ほかに情報を伝達してください。また、~~参加者全員に報告し、~~ イベント終了後に、感染者が参加したことが明らかになった場合、主催者は施設管理者、開催地の管轄保健所、本会事務局長、関連する団体責任者（本会都道府県協会等、本会全国体操連盟等、本会所属団体）に連絡し、~~保健所の指示により、消毒や自宅待機などの処置を施す必要がありません。~~ 保健所の指示に従って対応する。